

令和7年

第2回忠岡町議会定例会会議録

第4日

令和7年7月15日

忠岡町議会

令和7年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第4日）

令和7年7月15日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 河野 隆子議員	6番 高迫 照子議員
7番 森野 良一議員	8番 田辺 みき議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 二家本英生議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		産業住民部次長兼住民人権課長	
	小倉由紀夫	谷野 彰俊	
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
教育部長	柏原 憲一	大谷 貴利	
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	岸田 健二
	石本 秀樹	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	南 智樹
事務局係長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（前川 和也議長）

おはようございます。

本日の出席議員は11名出席でありますので、会議は成立をしております。

議長（前川 和也議長）

ただいまより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（前川 和也議長）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（南 智樹事務局長）

議長。

議長（前川 和也議長）

局長。

議会事務局（南 智樹事務局長）

令和7年第2回忠岡町議会定例会議事日程（4日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 議案第34号 物品購入契約締結について

(忠岡町立小中学校教育用コンピュータ整備事業)

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第2 議案第35号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第3 議案第36号 忠岡町職員旅費条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第4 議案第37号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第5 議案第38号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第6 議案第39号 賃貸借契約締結について（業務用端末等賃貸借）

日程第7 議案第40号 物品購入契約締結について（高規格救急自動車整備事業）

日程第8 意見書第2号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について

日程第9 意見書第3号 オンラインカジノ対策の強化を求める意見書の提出について

日程第10 意見書第4号 OTC類似薬保険適用外しに反対する意見書の提出について

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長（前川 和也議長）

日程第1、議案第34号から日程第5、議案第38号までの5件の議案についてを、一括として議題としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第34号から日程第5、議案第38号までの5件を一括議題といたします。

本件に関し、6月30日の本会議におきまして、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会での内容を審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。

委員長（河瀬 成利総務事業常任委員会委員長）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬委員長。

委員長（河瀬 成利総務事業常任委員会委員長）

おはようございます。議長の許可を頂きましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

6月30日の本会議において、本委員会に付託されました3件の案件については、7月2日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。なお、質疑応答等の詳細な内容については、配布しております議事暫定版のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議案第35号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び忠岡町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第36号 忠岡町職員旅費条例の一部改正については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第37号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3件の議案について報告を終わります。

令和7年7月15日、総務事業常任委員会委員長、河瀬成利。

以上です。

議長（前川 和也議長）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

議長（前川 和也議長）

次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。福祉文教常任委員会委員長、二家本委員長。

委員長（二家本 英生福祉文教常任委員会委員長）

議長。

議長（前川 和也議長）

委員長、どうぞ。

委員長（二家本 英生福祉文教常任委員会委員長）

議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

6月30日の本会議において、本委員会に付託されました2件の案件について、7月3日に委員会を開催し慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配布しております議事暫定版のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

議案第34号 物品購入契約締結について（忠岡町立小中学校教育用コンピュータ整備事業）、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第38号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、全会一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された2議案について報告を終わります。

令和7年7月15日、福祉文教常任委員会委員長、二家本英生。

議長（前川 和也議長）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

議長（前川 和也議長）

それでは、日程第1、議案第34号 物品購入契約締結について（忠岡町立小中学校教育用コンピュータ整備事業）について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第2、議案第35号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議なしと認め、よって議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前川 和也議長）

続いて、日程第3、議案第36号 忠岡町職員旅費条例の一部改正について、討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決でありました。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(前川 和也議長)

続いて、日程第4、議案第37号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算(第4号)について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決でありました。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(前川 和也議長)

続いて、日程第5、議案第38号 令和7年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決でありました。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(前川 和也議長)

日程第6、議案第39号 貸貸借契約締結について(業務用端末等貸貸借)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。是枝町長。

町長(是枝 綾子町長)

議案第39号、貸貸借契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、業務用端末等貸貸借として業務用端末等を整備するに当たり、制限つき一般競争入札を行った結果、NX・TCリース&ファイナンス株式会社大阪支店と貸貸借契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(前川 和也議長)

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

質疑なしと認めまして、これにて大綱的質疑を終わります。

議案第39号、貸貸借契約締結について(業務用端末等貸貸借)は、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長(前川 和也議長)

日程第7、議案第40号 物品購入契約締結について(高規格救急自動車整備事業)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長(是枝 綾子町長)

議長。

議長(前川 和也議長)

町長。

町長（是枝 綾子町長）

議案第40号、物品購入契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、高規格救急自動車整備事業として救急自動車を購入するに当たり、制限つき一般競争入札を行った結果、大阪トヨペット株式会社法人営業部と物品購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前川 和也議長）

提案理由は以上のおりでございました。

これより大綱的質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認め、大綱的質疑を終わります。

議案第40号 物品購入契約締結について（高規格救急自動車整備事業）は、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

（「午前10時15分」休憩）

議長（前川 和也議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前11時20分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前川 和也議長）

先刻、総務事業常任委員会に付託し、休憩中に審査をいたしました日程第6、議案第39号、日程第7、議案第40号の計2件の議案について、再度一括して議題としたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご異議なしと認めます。

よって議案第39号、第40号の計2件を一括議題といたします。

議長（前川 和也議長）

先刻の本会議において総務事業常任委員会に付託しました議案第39号、第40号の計2件について、内容の審査をした結果についてを総務事業常任委員会の委員長報告を求め

ます。

委員長（河瀬 成利総務事業常任委員会委員長）

議長。

議長（前川 和也議長）

河瀬委員長。

委員長（河瀬 成利総務事業常任委員会委員長）

議長の許可を得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

本日の本会議において本委員会に付託されました2件の案件については、先刻、委員会を開催し慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

議案第39号 貸借契約締結について（業務用端末等貸借）は、委員会記録のとおり、理事者からの説明後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第40号 物品購入契約締結について（高規格救急自動車整備事業）は、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された2件の議案について報告を終わります。

令和7年7月15日、総務事業常任委員会委員長、河瀬成利。

以上です。

議長（前川 和也議長）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

議長（前川 和也議長）

日程第6、議案第39号 貸借契約締結について（業務用端末等貸借）の討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定すること

にご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(前川 和也議長)

続いて、日程第7、議案第40号 物品購入契約締結について(高規格救急自動車整備事業)の討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

討論なしと認めます。

これより議案第40号の採決を行います。

本件について委員長の報告は原案のとおり可決でありました。委員長の報告のとおり決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(前川 和也議長)

日程第8、意見書第2号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

議長(前川 和也議長)

はい。高迫議員。

6番(高迫 照子議員)

趣旨説明をさせていただきます。

今、世界で夫婦同姓を法律で義務づけている国は日本だけです。国民世論も既に6割以上が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成し、18歳から29歳の若者は8割を超えておりまして、経団連も制度の導入を求めています。国連の女性差別撤廃委員会も日本政府に対して繰り返し、法律で夫婦同姓を義務づけることは女性差別であり、直ちに改正すべきだと勧告してきました。夫婦別姓を可能にする法律改正は待ったなしです。

しかし、民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務づけています。その結果、多くの女性が婚姻に際して

改姓し、仕事や研究など築いた信用や評価を損なったりするなど不利益を被っている現実があります。金融機関などとの取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関、企業とのやり取りなどで混乱は避けられません。

結婚時に改姓するのは、現在も女性が95%です。姓の変更を強制していることは、仕事や社会生活を送る上で様々な不便、不利益をもたらし、自分のアイデンティティを奪われると感じるなど、個人の尊厳を脅かしています。家族の在り方は多様化し、夫婦、家族の形は様々です。個人の選択に寛容な社会をつくっていくことが急務です。

選択的夫婦別姓導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加えて、希望する夫婦が別姓を名乗ったまま婚姻できる制度を認めるものであり、同じ姓を名乗ることを希望する夫婦の選択を妨げるものではありません。それと同時に、婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものでもあります。

よって、国に対し夫婦同姓を義務づける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請します。

したがって、本意見書案に議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（前川 和也議長）

これより討論に入ります。

討論はありませんか。ないですね。

4番（小島 みゆき議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

失礼しました。小島議員。

4 番（小島 みゆき議員）

すみません、反対の立場から討論させていただきます。

選択的夫婦別姓制度の導入検討が議論の1つとして注目され、1996年に法制審議会が答申を行ってから30年近く経過しております。この間、公明党は2001年に制度導入を盛り込んだ民法改正案を衆院に提出したが、成案には至りませんでした。今年1月には、議論加速へ党内に選択的夫婦別姓制度導入推進プロジェクトチームを設置し、現在導入推進に向けて精力的に議論しています。

そもそも選択的夫婦別姓とは、夫婦が同じ姓を名乗る現行制度に加え、婚姻関係にある夫婦が別姓を望む場合にそれぞれが結婚前の姓を称することを認める制度であり、1898年に制定された旧民法で家制度が導入され、妻は夫の家に入り、夫婦は共に家の姓にする考え方を採用しております。戦後の民法改正で夫婦は夫妻のいずれかの姓を選択できるようになりましたが、夫婦別姓の仕組みは引き継がれております。

一方、国際的に見ると、夫婦同姓を義務化しているのは日本のみであり、内閣府の調査では婚姻届を提出した夫婦のうち約95%の女性が改姓しており、女性の社会進出に伴い婚姻後も働き続ける女性が増える中、婚姻前の姓を使えないことが婚姻後の生活やビジネス上の不便、アイデンティティーの喪失などの不利益を被る弊害が顕在化しているとの指摘があり、選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める声が上がっております。

子どもの姓の決め方など慎重な意見もある中、公明党として制度導入に関して、社会の根幹に関わる問題について与党が意見を固め野党との合意形成を図るべきだと主張して、党として早期に意見集約をし議論を深めるべきだと考えております。

以上のことからこの意見書には賛同いたしかねます。

議長（前川 和也議長）

続きまして、賛成の討論はありますか。

5 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5 番（河野 隆子議員）

賛成討論させていただきます。

結婚して95%の女性が夫の姓に入っているということは民法で強制されているからであり、これも人権問題ではないかという捉え方もされています。そして、選択的夫婦別姓に反対する勢力は、親と子の姓が別々になるからかわいそう、家族の一体感が失われる、このように主張しています。

しかし、日本でも国際結婚や事実婚、旧姓の通称使用などで両親の一方と姓が違う子どもは多数おります。日本以外の国では別姓を認めており、親と子で姓が違っても全く問題

は起きていません。政府も夫婦別姓制度導入で子どもに悪影響があることを証明する情報は接していないと、これ、3月の予算委員会で担当大臣が答弁しております。

世論調査では、事実婚を選んだカップルの約3割が改姓を望まないことを理由に挙げています。特に20代では4割に上ります。

選択的夫婦別姓制度の導入で公的な利益を受ける人が増える可能性を示唆しておりますが、経団連や経済同友会など経済界も早期導入を政府に要望しているということでもあります。世論調査では6割以上が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成しております。そして、国連の女性差別撤廃委員会からは20年以上前から4回も民法改正の勧告を受け、来年10月までに進捗状況を報告するよう指摘されております。国会は選択的夫婦別姓導入に向けた議論に入り、本国会でも実現を図るべきだというふうに思います。

ですので、この忠岡の町会議員の皆様にもご賛同よろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

続きまして、反対討論、ありますか。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

先ほど我が党の小島議員から反対討論がありましたように、公明党といたしましてもこの選択的夫婦別姓制度は基本的には推奨しております。ただ、まだまだ国民の議論が必要であると考えことから、本意見書については提出するに至っていないということが、本意見書については反対をいたします。

議長（前川 和也議長）

続きまして、賛成の討論はありますか。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

この意見書について賛成の立場で討論いたします。

先ほど公明党さんからの意見もありましたとおり、公明党さんとしても推奨していくべき、ただ、今、民間の中ではまだまだ議論が必要だということで、今回の意見書には見送りということだったんですけども、ただやっぱりこの議論というのはもう随分前からされております。国民の世論につきましても、先ほどから申し上げており、6割以上が選択的夫婦別姓を賛成しております。

そもそもやはりあくまで選択式なので、現状そのままという方も当然オーケーですし、やっぱり選択式にして困っている、今、夫婦別姓が強制されているということ、それが1つの問題であります。その方に対して、まず悩みを取ってあげる。そういった意味で選択式という夫婦別姓という制度を導入する。それは今の悩んでいる方にとってすごい大事なことだと思います。

よって、この選択的夫婦別姓制度を導入することによって、そういった悩みも取り除ける。そういった国民の悩みについて取り除いていくというのが本来の趣旨だと思いますので、この意見書には議員皆様の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（前川 和也議長）

次に、反対討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

賛成討論もないですね。なきようですので、これにて討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより意見書第2号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

意見書第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前川 和也議長）

起立少数であります。よって、意見書第2号は否決となりました。

議長（前川 和也議長）

続きまして、日程第9、意見書第3号 オンラインカジノ対策の強化を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

河野議員。

5番（河野 隆子議員）

趣旨説明させていただきます。

国会で、れいわ以外の与野党でもギャンブル依存症対策基本法改正は成立しております。ところが、違法と明記していないサイトや無料版から違法な有料版へ誘導するものなどが数多くあります。ネットだけでなく、テレビコマーシャルで無料版の宣伝を流す状況

もあります。そのため、調査でも4割の人が違法性を認識していなかったということも報告されております。

ですので、政府及び国会は、ここに書かれておりますようにオンラインカジノ対策の強化のため、金融機関や警察庁とも連携し抜本的な強化を行う。そして、若年層への啓発と依存症対策への財政支援を抜本的に拡充することを求めるといった意見書であります。

ぜひ皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりでございました。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ご質疑ないようですので質疑を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略してご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前川 和也議長）

これより討論に入ります。

討論はありますか。

反対討論なし。賛成討論はありますか。今奈良議員。

2番（今奈良 幸子議員）

オンラインカジノ対策の強化を求めるこの意見書に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

有名芸能人、スポーツ選手の書類送検によりニュースで取り上げられたオンラインカジノですが、先般、対策を強化すべきギャンブル依存症対策基本法の改正案が自民、公明の与党をはじめ多くの野党の賛同を得て、多数をもって可決されました。

改正案の内容と本意見書の内容は非常に近いものがあり、町議会としても国において注力していただきたいとの意見を上げるべく本意見書に賛同いたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

次に、討論はありますか。

11番（二家本 英生議員）

賛成討論。

議長（前川 和也議長）

賛成討論。どうぞ、二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

オンラインカジノ対策の強化を求める意見書案について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど今奈良議員からもありましたとおり、国会のほうでもこの改正ギャンブル等依存症対策基本法、これが成立しております。やはりなぜこういうふうな改正ができるかというと、やはりオンラインカジノというのが大変違法性の高い、そして社会に影響力が高いということで、こういうような形がとられている形になっています。

オンラインについては時間や場所を選ばずにでき、金銭をかけている感覚が乏しくなるなどのギャンブル等依存症につながりやすいということもありますので、対応をまず強化することが必要であります。ただ、やっぱりハード面に関しては時間がかかるということで、まずはソフト面から、警察や関係機関の協力とか、あと若年層への啓発、依存症対策もきっちりしていただくということがまず大事だと思いますので、この意見書案には賛成いたします。

よろしく願いいたします。

議長（前川 和也議長）

続きまして、討論はいかがでございましょうか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

ないですね。討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより意見書第3号 オンラインカジノ対策の強化を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

意見書第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前川 和也議長）

起立多数であります。よって、意見書第3号は可決となりました。

本件につきましては、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（前川 和也議長）

日程第10、意見書第4号 OTC類似薬保険適用外しに反対する意見書の提出についてを、議題といたします。

提案者の趣旨説明をよろしく願いいたします。

11番（二家本 英生議員）

議長。

議長（前川 和也議長）

二家本議員。

11番（二家本 英生議員）

OTC類似薬保険適用外しに反対する意見書案の説明をさせていただきます。基本的には提出している意見書案ですが、補足説明させていただきます。

政府は、今年6月13日、社会保障費用を抑制するためにOTC類似薬を保険適用から除外する方針を打ち出し、2026年度から段階的に医療保険から除外される薬が発生する見込みとなります。

この件については、日本医師会や日本薬剤師会をはじめ医療業界から反対の意見を表明しています。また、難病患者家族を中心に、治療を必要とする全ての人が使用する薬を今後も保険適用とすることを求める署名が全国から8万5,000筆集められ、厚生労働省にも提出されています。

日本医師会や薬剤師会が反対する理由として、自己判断による市販薬使用で重篤化や副作用の誤用リスクが上昇、相互作用や複数薬剤併用によるトラブルの懸念、薬剤費が高額になることによる受診控えなどがあります。また、影響を受ける方々は、乳幼児、難病・慢性疾患患者、低所得者層になります。

また、OTC類似薬を保険医療の対象外にすれば、自治体独自の医療費助成の対象外となる懸念があります。忠岡町でも18歳までの子どもに医療費助成を行っていますが、それも影響が出てきます。子どもが使用するアトピー性皮膚炎や食物アレルギーに伴うかゆみやアレルギー性鼻炎のための主要な治療薬、抗ヒスタミン薬など長期に使用する薬が医療機関ではもらえず、市販薬を購入して治療しなければならず、子どもが疾患にかかっている場合は親は大変な負担となります。助成がなければ払えない家庭は治療を諦めるしかない状況になります。難病患者についても、意見書案にあるとおり、OTC類似薬を保険適用から除外されると、経済的負担、病気の悪化などリスクが大きくなります。

OTC類似薬の保険適用外しは、国民医療費は減少しますが、家庭の医療関係支出が民間医療の保険や市販薬の購入でトータルの負担が増大します。治療を必要とする人が治療のために治療している薬に関して、これまで同様に保険適用とすることを求める意見書案です。

国民皆保険制度である日本において、安心して医療にかかれるように、議員皆様のご賛同を賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（前川 和也議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりでございました。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(前川 和也議長)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略してご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長(前川 和也議長)

これより討論に入ります。

討論はありませんか。反対討論、尾崎議員。

10番(尾崎 孝子議員)

OTC類似薬の保険適用外し反対という意見書について賛同しかねますので、その意見を述べさせていただきます。

なぜなら、医療費が毎年1兆円ずつ高騰していきまして、医療保障制度が圧迫しております。現在、日本の医療費は増加の一途をたどっております。持続可能な医療制度を維持するためには、根本的な改革が不可欠です。今回のOTC類似薬の保険適用外しというのは、医療改革の1つになります。

OTCとはオーバー・ザ・カウンターの略で、カウンター越しにドラッグストアなどの薬局で購入できるものです。OTC薬品は医師の診断なしで使用されることを前提としているような、安全性が重視されているものです。

まず、そもそもOTC類似薬が保険適用外しされると、薬を医師からもらうのではなくて、ドラッグストアや薬局で買うことになります。現在でも普通のドラッグストアに一般の人が買えないほど高価な薬は売っていません。その水準の価格も今後変えることが前提であります。

そしてまた、社会保険料を下げる改革の提言では、先ほども二家本議員がおっしゃっていましたが、全てのOTC類似薬の保険適用を外すとは言っていません。慢性疾患、難病の方ですね、や定期的に薬が必要な方、低所得の方、子どもにかかる薬代など個別ケースに応じて検討するとしています。全外しというような提案ではございません。

例えば、ロキソニンをよく皆さん知ってるかと思いますが、薬局で5日間購入された場合、病院で買う場合には、お医者さんや病院にかかる費用は5,710円かかります。5日間購入。自己負担額は3割で1,758円です。ドラッグストアで買った場合は1,07

5円、自己負担全額で1,075円なんです。約700円、ドラッグストアで買うほうが安いという形になります。病院で買う場合は、残りの7割、4,102円は現役世代の社会保険料負担で支払っています。ドラッグストアで買う場合は、それがゼロになります。ここが現役世代の社会保険料負担を下げるということで重要なところです。

薬や治療を保険適用で3割、1割で受けれるのは、お医者様や病院へ払う費用が減っているわけではないのです。安く済んでいるわけでもないのです。残りの7割や9割を働く現役世代が負担しているのです。そして、その負担は年々増え続けています。

医療費の議論では、これらの医療費をいかに適切に利用して、医療費の抑制と国民の健康促進を両立させるかが課題となっております。こうした努力を積み重ねていかないと、毎年1兆円ずつ膨れ上がる医療費の削減はできません。そのことを述べております。先ほどから言ってます医療費抑制の観点が1つになります。

2つ目が、セルフメディケーションの推進になります。国民一人一人が自分の健康に関心を持ち、軽度な不調は自分で手当てをするという意識を高める。それで医療資源の適正な利用を促します。

3番目が、薬剤師の専門性の活用です。OTC薬品の選択において薬剤師が患者様へ適切な情報提供や相談需要を行うことで、セルフメディケーションをサポートできます。

4番目、医療用医薬品とOTCの役割分担を明確化することです。医療用医薬品は疾病の治療、二種が置くもの、OTCは軽度な症状の改善や予防、健康維持に貢献すると、分けるということです。医薬品の適正使用を分けていくということは、これから長い目で見たらこういう改革が必要かと思えます。

ということで、OTC類似薬の保険適用を外すことは、短期的な自己負担増となる可能性はありますが、長期的には医療費の適正化、国民の健康意識の向上、薬剤師の専門的活用、そして持続可能な医療制度の構築に不可欠なステップであると確信します。この改革は、国民全体の健康と日本の将来のために積極的に推進されるべきであると考えますので、この意見書には賛同できません。

以上です。

議長（前川 和也議長）

続きまして、賛成討論ありますか。

6番（高迫 照子議員）

はい。

議長（前川 和也議長）

高迫議員。

6番（高迫 照子議員）

社会保険料の削減を目的としたOTC類似薬の保険適用外し反対の意見書に賛成討論をします。

日本医師会の皮膚科のお医者さんは、広く皮膚の病気を患っている患者に外用薬を処方している場合、これをOTC薬品、つまり市販の薬を使うと、薬によって違うけれども5倍から10倍高くなる。アトピーの人で全身に塗るステロイドや保湿剤は1か月5,000円ないし6,000円になると述べています。眼科医もドライアイやアレルギー性結膜炎の点眼薬などが対象になり、本来であれば医師の正確な診断によって治療が求められるところ、自己判断により病状の悪化など重大な危険性を伴う可能性があるかと懸念しています。

また、消化器系内科医も、逆流性食道炎を例として患者が胃酸を抑える薬剤を市販で購入することになった場合、胸やけなどが本来ならかかりつけ医に定期的に受診することによって早期の食道がんなどが見つかる場合があるが、受診控えになると見つけられるものが見つけられない場合があると述べています。

小児科医は、子どもの医療費助成制度が各自治体で実施されておりますが、OTC類似薬品の保険適用外によって、無料化制度があっても薬代の自己負担が発生して、子育て世代にとって大きな負担になってくると述べています。このOTC類似薬が保険から外されたら、治療に必要な薬剤を市販薬として購入せざるを得なくなり、患者の経済的負担が大幅に増えます。

また、受診控えが生じたり、自己判断でOTC薬を購入して薬剤の適量使用が難しくなり、そのため重篤化したり合併症を起こしたりして、かえって医療費が高額になるリスクがあると思います。

したがって、本意見書に議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（前川 和也議長）

続きまして、反対討論ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（前川 和也議長）

なきようですので、これにて討論を終結いたします。

議長（前川 和也議長）

これより、意見書第4号 OTC類似薬保険適用外しに反対する意見書の提出についてを、起立により採決いたします。

意見書第4号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前川 和也議長）

起立少数であります。よって、意見書第4号は否決となりました。

議長（前川 和也議長）

日程第11、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定によりお手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前川 和也議長)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長(前川 和也議長)

以上で、本定例会に付された件はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。

町長(是枝 綾子町長)

議長。

議長(前川 和也議長)

町長。

町長(是枝 綾子町長)

議長の許可を頂きましたので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月26日より開催されました本定例会におきまして、ご提案いたしました諸議案について、慎重なご審議を頂き、ご賛同、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。

また、本定例会では、5月18日に行われました町長選挙の直後に開催されましたので、私の町長選挙での公約について多くのご質問を頂きました。頂いたご質問につきましては、貴重なご意見として受け止め、私の公約一つ一つ、ご理解を頂きながら進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

皆様から頂きましたご意見、ご要望につきましても、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政運営にと生かしてまいりたいと存じます。

さて、現在開催されております大阪・関西万博ですが、大阪ウイークにおきまして、7月29日には忠岡町万博アンバサダー、本町出身の花人、赤井勝氏のライブパフォーマンスがごございます。このパフォーマンスの前に、ドローンで撮影しました本町のPR動画が放映されます。7月29、30日の2日間、本町の菓子店c o m i c h iと、珈琲のまるしまさんが合同出店されます。7月29日には、エキスポアリーナにおきまして、本町キッズのキッズダンスとフラダンスが出演されます。また、会場で販売されております万博弁当の素材に、忠岡町漁業協同組合のシラスも採用されておりますので、ご紹介いたします。

また、今年は今畿地方も例年より早く梅雨明けしたと気象庁より発表がございました。しかし、近年、台風や線状降水帯による集中豪雨など水害が多く発生しております。これから台風の発生するシーズンですので、本町におきましても緊張感を持って災害対応に当たってまいりたいと考えております。

結びに当たりまして、議員皆様方にはますますご健勝にてご活躍されますよう心から祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（前川 和也議長）

以上をもちまして令和7年第2回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（「午前11時57分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年7月15日

忠岡町議会議長 前川和也

忠岡町議会議員 河野隆子

忠岡町議会議員 高迫照子